

電子的診療情報連携体制整備加算について

- ① 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- ② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
- ③ 電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しています。
- ④ マイナンバーカード保険証利用率 30%以上である。
- ⑤ マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有している。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っております。
- ⑦ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関である。
- ⑧ 電子処方箋を発行する体制を有している。

令和 8 年 6 月 1 日より

電子的診療情報連携体制整備加算 2 初診時(月に 1 回) : 9 点・再診時(月に 1 回): 2 点